

仕様書

1. 概要

- (1) 調達案件名 奈良市社会福祉協議会事務所等で使用する電力調達
- (2) 対象施設 別紙1のとおり
- (3) 需要場所 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 別紙1のとおり

2. 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 標準電圧 別紙1のとおり
 - ウ 計量電圧 別紙1のとおり
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 別紙1のとおり
 - カ 蓄熱設備ほか 別紙1のとおり
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 契約電力 別紙2のとおり
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需用電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 最大需要電力実績 別紙2のとおり
(平成28年10月～平成29年9月)
 - ウ 使用電力量実績 別紙2のとおり
(平成28年10月～平成29年9月)
 - エ 予定使用電力量 別紙3のとおり
(平成30年4月～平成31年3月)
- (3) 契約期間
平成30年4月1日0時～平成31年3月31日24時
- (4) 検針日及び計量
各月の計量日は、供給者との協議により予め定めた日とし、計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の24時までとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。
- (5) 代金の算定期間
代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。
- (6) 料金体系
電気料金は、基本料金と電力量料金に基づく2部料金制とする。
また、電力量料金単価設定のうち夏季単価は7月分・8月分・9月分の使用期間とし、それ以外の月は夏季以外の電力量料金単価とする。
- (7) 力率
 - ア 力率は、その月のうち午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単

位はパーセントとし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合は、その瞬間力率は100パーセントとする。)

イ 供給者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うこと。

※平均力率の算定式

$$\text{平均力率 (\%)} = \{ \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \} \times 100$$

※力率割引及び割増し

力率が85%を上回る場合、上回る1%につき基本料金を1%割引すること。

力率が85%を下回る場合、下回る1%につき基本料金を1%割増しすることができる。

なお、入札金額の算出にあたっては、力率割引は考慮しないこととする。

(8) 入札金額の積算

入札金額の積算にあたっては、以下の単価等(税込み)を基本とし、予定使用電力量(別紙3)に基づき、入札者の積算式により算出するものとする。また、積算にあたり用いた単価及び算出式については落札決定後も適用する。

なお、基本料金単価及び電力料金単価(夏季・その他)は、小数点第2位までの単価とし、特約割引料金の割引率(%)については、小数点第2位までとする。

ア 基本料金単価(円)

イ 夏季電力量料金単価(円)

ウ その他季電力量料金単価(円)

エ 特約割引料金等(%)

※上記単価等は全て消費税込みの金額とする。

(9) 契約方法

単価契約とする。

※基本料金単価、夏季電力量単価、その他季電力量単価、その他入札金額の積算に用いた各々の単価に、消費税を乗じた金額(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの単価)をそれぞれ契約単価(税込み単価)として設定する。

なお、特約割引料金等(%)を設定した場合は、契約時も同様の割引率を適用すること。

(10) 支払金額の算定

毎月の電気料金の支払金額は以下の算定式を基本とすること。

支払金額=基本料金

+ (夏季またはその他季) 電力量料金

- 特約割引料金等(※設定がある場合に限る)

+ 燃料費調整額

+ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

・ 基本料金(基本料金単価×契約電力×(1.85-力率)÷100)

・ 夏季電力量料金(夏季電力量単価×ひと月の使用電力量)

・ その他季電力量料金(その他季電力量単価×ひと月の使用電力量)

・ 燃料費調整額(燃料費調整単価×ひと月の使用電力量)

・ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ひと月の使用電力量)

※上記単価は全て消費税込み単価とする。

※入札においては、施設ごとの算出は必要なく、入札所の積算表により算出するものとする。

(11) 電力量等の検針

ア 一般電気事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装備その他付属設備（以下、「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、一般電気事業者又は供給者の負担とする。

イ 通信設備等の取り付け場所は一般電気事業者との協議の上、場所を選定し当協議会が負担する。

(12) 保安上の責任分界点

ア 需給地点 別紙1のとおり

イ 保安上の責任分界点 別紙1のとおり

(13) その他

ア 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増し及び電力量料金について燃料費調整を行うこと。その場合には、関西管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）に依るものとする。なお入札金額の積算にあたっては、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

イ 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

①契約電力及び最大需要電力の単位は1 kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

②使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

④力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金の請求は施設ごとに行う。請求の際には請求書のほかに又は請求書に、電力種別・使用電力量・単価・料金・最大電力・力率・契約電力を貼付又は明記すること。

エ 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量・単価・料金・最大電力・力率・契約電力等）を速やかに各施設へ通知すること。通知の方法については、WEBによるものも可とする。

オ 契約期間中に一般電気事業者の約款による各単価改定があった場合であっても、当該入札結果による契約単価の変更はしない。ただし、消費税率の改定や新たな賦課金が法律により施行されることとなった場合はこの限りではない。

カ 特定規模電気事業者にあつては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保しておくこと。また、一般電気事業者との補完供給契約を締結すること。

キ 本仕様書に記載なき事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件等に準ずるものとし、受給者・供給者両者において協議する。

3. 問合せ

仕様に関する問合せは平成29年12月12日17時00分～同12月22日17時00分まで、質問書様式によりE-mailにて受付けます。受付期間終了後、平成29年12月25日に本会ホームページに回答を掲載します。

【問合せ先】〒630-8454 奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 総務課（窪田、北出）

電話：0742-93-3100 FAX：0742-61-0330

E-mail：hureai@narashi-shakyo.com